

児童扶養手当システム標準化有識者検討会

(第1回) 議事要旨

日時：令和6年1月16日(火) 14:00~16:00

場所：WEB開催・デロイトトーマツコンサルティング会議室

出席者(敬称略)：

(○)はオンライン参加

(構成員)

生田 正幸	関西学院大学大学院人間福祉研究科 講師(非常勤) ※座長(本検討会にて就任)
辻田 朋大	愛知県福祉局児童家庭課 課長補佐(○)
内山 将勝	福岡市子ども未来局子ども健やか部子ども家庭課ひとり親福祉係 係員(○)
吉崎 康成	佐世保市子ども未来部子ども支援課 課長(○)
成沢 真紀	鶴岡市健康福祉部子育て推進課 課長(○)
近藤 誠	日本電気株式会社(○)
柿沼 祐司	富士通Japan株式会社(○)
中垣 伸哉	株式会社アイネス(○)
関 秀嗣	株式会社日立システムズ(○)

(オブザーバー)

丸尾 豊	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐(○)
小山内 崇矩	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐(○)
池端 桃子	デジタル庁地方業務標準化エキスパート(○)
彼末 寛太	デジタル庁統括官付参事官付(○)
宮崎 千晶	子ども家庭庁支援局家庭福祉課 企画官(○)
胡内 敦司	子ども家庭庁支援局家庭福祉課 課長補佐(○)

【議事次第】

1. 開会
 - ① 開会のご挨拶
 - ② ご出席状況の確認
2. 議事
 - ① 児童扶養手当業務プロセス・情報システム標準化について
 - ② 有識者検討会等の運営について
 - ③ 令和4年度検討経緯の振り返り
 - ④ 令和5年度の検討論点
 - ⑤ 意見照会の進め方
 - ⑥ 今後のスケジュール
3. 閉会

【意見交換（概要）】

（令和6年度児童扶養手当拡充策について）

- 令和6年度予算案に盛り込んでいる児童扶養手当拡充策について説明する。拡充内容の1つ目は、多子加算の拡充である。現状、子供が2人以上いる場合は手当額本体に加算を加味して手当を支給している。第3子以降の加算額は、現状は第2子よりも低く設定されているが、子供が多い1人親世帯は特に生活が苦しいという状況データを踏まえて、児童扶養手当法改正により、第2子と同額に増額する予定。当該多子加算の拡充は法律改正が必要になるため、今後、国会に法律案を提出して議論する予定になっている。法律案としては、施行の予定時期は令和6年11月となっている。拡充内容の2つ目は、所得限度額の引き上げである。当該拡充策は、法律改正ではなく政令改正をもって行う。児童扶養手当は受給される方の所得に応じて手当額を算定して、支給している。直近では一人親の就労収入が上昇しており、手当が支給停止にならないように、あるいは減額にならないように、働く時間を減らしてしまうという声が挙がっている。一人親の就労以外にも対応して自立を下支えできるという制度本来の目的が達成できるように、今回所得限度額を引き上げる予定。所得制限限度額の引き上げについては、政令改正事項であるが、多子加算に関する法律の改正と同じ令和6年11月施行を予定している。以上2つが令和6年度の児童扶養手当拡充策として、令和6年度予算案に盛り込んだ項目となる。標準準拠システムへの移行を令和7年度末目標にしているが、当該法律、政令の施行は、予定通り改正法案が成立すると令和6年11月施行となり、当該標準準拠システムではなく、現行システムについて改修が必要になるため、関係者の皆様には準備をお願いしたい。

（児童扶養手当業務プロセス・情報システム標準化について）

- 地方自治体における業務プロセス・情報システムの標準化の背景・目的について
 - 地方自治体における業務プロセス・情報システムの標準化は、住民サービスの向上や地方自治体の業務効率の改善を目指す政府の重要政策であり、業務プロセス情報システム標準化を介して、最終的に住民サービスの向上、業務効率化を目指していくこととして、方針や計画などを掲げている。具体的には、経済財政運営と改革の基本方

針にて国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速を掲げている。また、デジタル社会の実現に向けた重点計画にて、地方情報システムを刷新し、地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにするなどの住民サービスの向上を目指すものとして、各検討・取り組みが行われている。さらには、成長戦略フォローアップとして、地方自治体の情報システムより広域的なクラウドに移行するために、スマート公共サービス及び地方公共団体デジタル化推進が行われている。そして当該地方公共団体のデジタル化の推進を受け、自治体業務システム統一標準化の加速策として、令和 7 年度末までに標準準拠システムへの移行を目指すための取り組みが推進されている。

- 地方自治体におけるガバメントクラウドの活用イメージについて
 - 令和 7 年度末までの標準準拠システムへの移行に向けて、ガバメントクラウド上に様々な基幹業務システムを実装し、当該クラウドを利用して業務を遂行していくための取り組みが推進されている。ガバメントクラウドは、共通的な基盤機能を提供する複数のクラウドサービスで、クラウドサービスとして、Amazon Web Services、Google Cloud Platform、Microsoft Azure、Oracle Cloud Infrastructure、さくらのクラウドが選定されている。
- 標準化等検討対象業務について
 - 現在、自治体の主要業務・基幹系情報システムを対象とした標準仕様の作成が関係府省で推進されており、本検討会の対象となる児童扶養手当は、令和 4（2022）年度の標準仕様作成を目指す「第 2 グループ」に含まれている。当該標準化等検討対象業務として、児童扶養手当システムの標準仕様の作成が令和 4 年度に行われた。
- 児童扶養手当システムの全体構成図について
 - 児童扶養手当のシステムは、様々なシステムと密接に連携している。児童扶養手当システムには、新規台帳登録、額改定請求・額改定届、現況届、などの業務に必要な機能が一通り揃っており、住記・税システム（住登外含む）、国民年金システムなどや、金融機関のシステムや厚生労働省システムといった外部機関とデータ連携を実現している。
- 児童扶養手当業務プロセス・情報システム標準化事業全体のスケジュールについて
 - 児童扶養手当業務プロセス・情報システム標準化事業は、令和 2 年度から検討が始まり、令和 3 年度に児童扶養手当の調査研究が行われ、標準化の検討を開始した。令和 4 年度には標準仕様書を作成し、当該標準仕様書の改定を行った。令和 5 年度は、再び当該標準仕様書の改定を行い、令和 7 年度末までに標準準拠システムに移行すること目指して検討を繰り返すスケジュールとなっている。

（有識者検討会等の運営について）

- 令和 5 年度の有識者検討会の座長について
 - 異議がないため、自治体と事業者の間で中立的な視点から議論を推進することを目的に、令和 4 年度に引き続き生田氏を座長として決定する。
- 本検討会の開催背景について
 - 令和 5 年度は、前年度までに行った調査研究事業の内容や、申し送り事項に基づき、地方自治体における児童扶養手当に係るシステムのガバメントクラウド上へのシステム移行に向けて、標準仕様書（1.1 版）を改定することを目的として調査研究を行うこととしている。

- 検討会等の体制
 - 児童扶養手当システム標準化検討会（有識者検討会）を親会とし、配下に自治体分科会及びベンダ分科会を設け、検討を進める予定である。
- 検討体制における役割分担
 - 検討会は合意形成の場、自治体分科会・ベンダ分科会は協議・検討の場として役割分担を行うことを想定している。
- 検討会・分科会の開催スケジュール
 - 本日第 1 回有識者検討会を開催し、第 2 回有識者検討会は 3 月中旬に開催予定としている。第 2 回有識者検討会までに自治体分科会、ベンダ分科会を 1 回ずつ開催予定としている。分科会は本来であれば数回開催するが、時間の制約上、1 回ずつ開催とする。標準仕様書の改定においては、現在進行中であるシステム開発に大きな影響を与えない範囲での改定を予定している。法令上改定が必須の事項については、本年度中に改定を行い、その他の事項は引き続き令和 6 年度に改定を行うことを方針としている。

（令和 4 年度検討経緯の振り返り）

- 令和 4 年度における検討経緯（概要）
 - 令和 4 年度では、令和 3 年度に作成した標準仕様書（案）に対して全国意見照会を実施し、有識者検討会での議論・承認を経て上期にて標準仕様書（1.0 版）を決定、下期にて標準仕様書（1.1 版）を決定した。
- 令和 4 年度上期における検討経緯（個別論点）
 - （個別論点 1）標準仕様の共通事項として、機能要件「手当月額算出に必要な情報を登録、修正、削除、照会できること」について、オプションから必須にすべきかを検討した。
 - （個別論点 2）標準仕様の共通事項として、住帳票詳細要件においてオプションとしている項目のうち、帳票タイトル、文言、注記文、審査文言については、帳票詳細要件の備考欄に例示した文章をベースとして自治体で修正可とし、また、提出書類についてはマスタ管理することとした上で、事務処理マニュアルの児童扶養手当提出書類一覧表に記載のある添付書類を最低限システムで管理する項目として良いかについて、検討した。
 - （個別論点 3）標準仕様の共通事項として、児童扶養手当証書に、都道府県等の区域内の住所変更時または支払金融機関変更時の変更内容を記入する欄をオプションとして追加することは適当かについて、検討した。
 - （個別論点 4）新規認定請求において、実務上必要な項目として、受給資格者台帳に資料 3 に記載の 16 項目をオプションとして追加することは適当かについて、検討した。
 - （個別論点 5）現況届において、現況届未提出者に対する支払差止処理の自動化に係る要件をオプションとして追加することは適当かについて、検討した。
- 令和 4 年度下期における検討経緯（個別論点）
 - （個別論点 1）新規機能・帳票の追加として、意見照会にていただいた要望について、検討した。
 - （個別論点 2）新規業務（および機能・帳票）の追加について、検討した。
 - （個別論点 3）法令制度見直しの要望への対応について、検討した。
 - （個別論点 4）オンライン連携への対応について、検討した。
 - （個別論点 5）その他、デジタル庁主導で行った事業者による実装類型の点検結果を踏まえた検討や、支援措

置対象者に対する抑止機能に係る記載について検討した。

○ 令和 4 年度第 4 回有識者検討会申し送り事項

- (申し送り事項 1) ツリー図・業務フローについて、「09.支給停止関係届」及び「10.公的年金併給認定」の業務フローについて、「支給停止通知書等交付」後に「過払金計算」以降のフローを追加すべき、との意見を踏まえ、対応を検討する。詳細については、令和 5 年度検討論点にて後述する。
- (申し送り事項 2) 機能要件の共通事項として、機能要件のレイアウト変更に伴う、都道府県、指定都市、福祉事務所未設置町村向け機能の実装区分を精査する。自治体規模ごとの実装区分の記載については、今後他領域の記載も踏まえ、記載の見直しも視野に入れて、考慮する。
- (申し送り事項 3) 機能要件の他システム連携として、自治体間のオンライン連携について、紙と郵送による台帳依頼ではなく、電子データで台帳を授受する仕組みを検討する。
- (申し送り事項 4) 機能要件の他システム連携として、マイナンバー連携について、「マイナンバー制度における情報照会データの作成・連携にあたっては、対象者がマイナンバー利用拒否者である場合は、情報照会を不可とする機能を要件として追加する必要があると考える」との意見を踏まえ、マイナンバーを利用した事務に関する記載を整理する。
- (申し送り事項 5) 機能要件の手当支払いについて、「児童扶養手当法第 14 条第 4 号以外の理由で支給しないことを決定した場合に、支払いされない機能が必要」との意見を踏まえ、手当支払に関して、児童扶養手当システムで対応する範囲を精査する。
- (申し送り事項 6) 帳票要件の共通事項として、令和 4 年度の意見照会において追加要望があった帳票について、対応を検討する。
- (申し送り事項 7) 共通事項として、都道府県等において連携が必要となる他システム等について、都道府県等向けの要件を精査するとともに、都道府県等における児童扶養手当システムにて連携が必要となる他システムを整理する。

○ 令和 4 年度指定都市要件について

- 合計 51 件指定都市要件のうち、令和 4 年度に標準仕様書に反映済の要件が 19 件、令和 8 年度以降に標準仕様書に反映予定の要件が 19 件、残 13 件の要件が「再検討見直し」事項として、令和 5 年度に引き続き対応を検討することになっている。当該「再検討見直し」事項 13 件については、事前に指定都市に対して、ニーズを確認するためのアンケート発出し、現在回答を収集している。

○ 令和 4 年度領域間の整合作業について

- 令和 4 年度度、デジタル庁が示された領域間の整合作業対応における、児童扶養手当システム側と関連している要件について、標準仕様書の要修正箇所を特定し、1.1 版の改版に反映した。具体的には、標準化業務の共通事項への対応として、標準化基本方針、ガバメントクラウドの利用に関する基準、共通機能の標準、非機能要件の標準、データ要件・連携要件の標準の共通事項との整合を確認し、標準仕様書 1.1 版に反映した。また、横並び調整方針への対応として、機能要件のレイアウトを統一的なレイアウトへの見直し、引越 OSS への対応要否、及び対応する場合の児童扶養手当側で必要となる対応、機能 ID 採番ルールの見直し、デジタル庁公表資料「検討すべき点について」を踏まえ、児童扶養手当側で必要となる対応を実施した。

(令和 5 年度の検討論点)

○ 令和 5 年度の検討論点と運営方針

→ 令和 5 年度の検討コンセプトを令和 7 年度末までの移行をいかにスムーズに行うか、としている。そのため、令和 5 年度までは、基本的にシステム改修を伴わない要件や、法令に定められた対応要件のみ、標準仕様書への改版に反映したいと考えている。但し、システム改修に伴う要件でも、優先度が高いと思われる項目（現行業務で対応する必要があるもの等）については自治体分科会にて、ニーズを確認し、ベンダ分科会にて当該要望の実装可否及び予想工数について確認することも想定している。当該運営方針に対して、令和 5 年度の検討事項・共有事項が 4 点ある。論点 1.令和 4 年度の全国意見照会において中長期的な検討を要するとした事項（申し送り事項）の取り扱い方針確認、論点 2.令和 5 年度「再検討見直し」の指定都市要件の取り扱い方針共有、論点 3.振り仮名法制化に伴う標準仕様書改定及びシステム改修方針共有、論点 4.令和 5 年度領域間の整合作業の方針共有を論点としており、自治体分科会、ベンダ分科会を通して検討する。また、令和 7 年度までに、原則全ての地方自治体がガバメントクラウド上に構築された標準化基準に適合したシステムなどへの移行を目指すこととしているが、この目標に対してベンダが抱える課題について、目線を合わせるために、論点 5.ガバメントクラウドへのシステム移行におけるベンダが抱える課題の目線合わせをベンダ分科会にて実施する。上記論点について、本検討会にて特段ご意見がなければ、事務局案の方針に基づいて、今後の自治体分科会、ベンダ分科会にて検討を行っていく。

○ 論点 1.申し送り事項の取り扱い方針（事務局案）

→ 令和 4 年度からの申し送り事項に対して、令和 5 年度までは、基本的にシステム改修を伴わない要件や、法令に定められた対応要件のみ、標準仕様書への改版に反映予定としている。①業務フロー追加、②自治体規模別の実装区分の精査、③「要件の考え方・理由」の追記依頼については、令和 5 年度改版に反映予定とする。④手当支払に関する機能の実装範囲、⑤帳票追加検討については、令和 6 年度以降に行う、令和 8 年度以降のシステム改修に向けた改定時に検討予定とし、ニーズ確認、対応可能性の確認を令和 5 年度実施する。⑥自治体間のオンライン連携、⑦マイナンバー連携、⑧都道府県等において連携が必要となる他システム等については、令和 6 年度以降に行う、令和 8 年度以降のシステム改修に向けた改定時に検討予定とする。

◇ ①業務フロー追加について、「09.支給停止関係届」及び「10.公的年金併給認定」の業務フローについて、「支給停止通知書等交付」後に「過払金計算」以降のフローを追加すべき、との意見を踏まえ、対応を検討する。令和 5 年度の取り扱い方針として、現状、「04.額改定（減員）」、「05.市外転出」、「06.資格喪失」、「12.障害等認定」、「13.現況届」、「18.年齢到達」などに「過払金計算」以降のフローがあるが、「09.支給停止関係届」及び「10.公的年金併給認定」の「支給停止通知書等交付」後に「過払金計算」以降のフローがない。業務フローの不整合が生じている状態であり、機能追加も不要と思われるので、業務フローを修正する。

◇ ②自治体規模別の実装区分の精査について、機能要件のレイアウト変更に伴う、都道府県、指定都市、福祉事務所未設置町村向け機能の実装区分を精査する。自治体規模ごとの実装区分の記載については、今後他領域の記載も踏まえ、記載の見直しも視野に入れて、考慮する。現行仕様書は、「中核市」を想定して、必要機能を定義している。ゆえに、都道府県、指定都市、小規模自治体等については、機能の過不足精査が不十分。自治体規模別の実装区分を精査後、改版に反映する。

- a. 都道府県の住基システム連携関連機能の精査について、都道府県は住民記録システムおよび住民

税システムとの連携は対象外のため、該当システムのデータを使用・参照する機能は実装区分の対象外にすべき、との意見を踏まえ実装区分を精査する。令和 5 年度の取り扱い方針として、都道府県のシステムでは、住民記録システム、住民税システムとの連携は対象外である。従って、これらのシステムのデータを活用する機能は、都道府県では対象外とする。但し、現行業務において、これらのシステムのデータが活用されているかどうかは、別途、都道府県への確認を行う。

- b. 指定都市の管理区関連機能の精査について、「管理区によって帳票に印字される問い合わせ先が変わることから、政令市においては管理区（管理場所）情報の管理が必須となるのではないか」、「管理区(管理場所)は指定都市のみ実装オプションの為、他の自治体は実装対象外ではないか」、との意見を踏まえ実装区分を精査する。令和 5 年度の取り扱い方針として、「管理区」関連機能は指定都市のみの機能であるが、現在の仕様書では、指定都市も、それ以外も全て「標準オプション」と定義されている。指定都市は「必須」、それ以外は「対象外」とする。
 - c. 福祉事務所未設置町村の支払関連機能の精査について、福祉事務所未設置町村で支払は実施しないため、支払関連の機能要件や、「未支払額」・「過払額」などの管理項目としては「対象外」または「実装オプション」への変更すべき、との意見を踏まえ実装区分を精査する。令和 5 年度の取り扱い方針として、福祉事務所未設置町村における児童扶養手当業務は、都道府県が代替して支給する。従って、福祉事務所未設置町村の支払関連の機能要件や管理項目をすべて「対象外」とする。
 - d. 福祉事務所未設置町村の現況届関連機能の精査について、福祉事務所未設置町村では、現況届の出力が対象外の為、関連する「現況届提出依頼・受付」、「一部支給停止措置案内・適用除外事由受付」等の機能要件を対象外に変更すべき、との意見を踏まえ実装区分を精査する。令和 5 年度の取り扱い方針として、福祉事務所未設置町村の一部では、現況届の受付を行っている自治体も存在している。ゆえに、「現況届提出依頼・受付」は、一律、「対象外」とはできないため、「標準オプション」が望ましい。それ以降のプロセスは対象外のため、指摘通り「対象外」とする。
 - e. その他の個別の自治体規模別機能の精査について、その他の 7 件の個別の自治体規模別機能の精査依頼に対して、ご意見を踏まえ実装区分を精査する。令和 5 年度の取り扱い方針として、各業務に対して、自治体規模ごとに必要業務であるかどうかを確認したうえで、改版への対応を検討する。
- ◇ ③「要件の考え方・理由」の追記依頼について、令和 5 年度の取り扱い方針として、他のシステムについては、「要件の考え方・理由」欄への記載が多くみられたが、今年度は要望があった事項について、改版に反映する。
- ◇ ④手当支払に関する機能の実装範囲について、「児童扶養手当法第 14 条第 4 号以外の理由で支給しないことを決定した場合に、支払いされない機能が必要」との意見を踏まえ、手当支払に関して、児童扶養手当システムで対応する範囲を精査する。令和 5 年度の取り扱い方針として、既存の標準仕様で既に当該要望に対応している可能性があるため、昨年度の意見提出自治体に内容を確認して、方向性を検討する。
- ◇ ⑤帳票追加検討について、a.機能向上のための新規帳票機能追加要望と b. 機能向上のための既存帳票のレイアウト修正要望がある。法令で定められていない（機能向上のための）帳票機能の修正、追加は原則、来期以降対応とする。但し、改訂はしやすいものが、存在する意見であると想定されるため、自治体にニーズを確認、対応可能性はベンダに確認する。

- ◇ ⑥自治体間のオンライン連携について、デジタル庁による公共サービスメッシュ等に係る検討状況など、他検討事項を各関係者と調整しながら検討する必要があるため、令和 8 年度以降の改版時に検討予定とする。
- ◇ ⑦マイナンバー連携について、マイナンバーに関する検討状況など、他検討事項を各関係者と調整しながら検討する必要があるため、令和 6 年度以降に行う、令和 8 年度以降のシステム改修に向けた改定時に検討予定とする。
- ◇ ⑧都道府県等において連携が必要となる他システム等について、これまでは中核市で求められる要件をもとに標準仕様書を整理している。そのため、他の自治体で必要な業務について、児童扶養手当システムの要件として整理すべきかどうか、他 20 領域の検討と平仄を合わせたいため、令和 8 年度以降の改版時に検討予定とする。

○ 論点 2.指定都市の取り扱い方針（事務局案）

- 令和 5 年度（2024 年 3 月）までは、基本的にシステム改修を伴わない要件や、法令に定められた対応要件のみ、標準仕様書への改版に反映予定としている。令和 5 年度は、ニーズ確認のみ実施予定。当該ニーズ確認のための事前アンケートを 12 月 26 日に 20 指定都市に対して発出しており、これから事前アンケートの集計を行う。2 月 6 日に開催予定の自治体分科会にて、事前アンケートの集計速報について共有し、その後、2 月中旬に開催予定のベンダ分科会にて、原則、半数以上の指定都市からニーズがあった機能については、ベンダに対応可能性を事前に確認する。機能追加が生じるものは、今後の要件（8 年度以降のリリース）として整理する。3 月中旬に開催予定の第 2 回有識者検討会にて、「再検討見直し」事項 13 件の指定都市要件の対応方針について、報告、確認を行う。

○ 論点 3. 振り仮名法制化に伴う標準仕様書の改定及びシステム改修方針共有

- 振り仮名法制化に伴う標準仕様書の改版は令和 5 年度末までに行い、システム改修は令和 6 年度末までに対応いただくこととしている。現状、行政機関が保有する「氏名」の情報の多くは漢字であり、外字が使用されている場合にはデータベース化の作業が複雑となり、特定の者の検索に時間を要する。また、金融機関等において氏名の振り仮名が本人確認のために利用されている場合があるところ、複数の振り仮名を使用して別人を装い、各種規制を潜脱しようとするのが懸念される。そのため、行政のデジタル化の推進に当たり、氏名の振り仮名を一意的ものに特定し、公証するニーズが高まっている。これを受け、振り仮名法制化が行われた。標準仕様書への影響としては、機能要件、帳票詳細要件/帳票レイアウトにて、「フリガナ」に関する表記を 2 つに使い分ける。「振り仮名」は日本人氏名における振り仮名を指し、「フリガナ」は旧氏並びに外国人氏名及び通称名を指すこととし、表記の修正を行う。当該修正方針について、自治体分科会、ベンダ分科会にて確認いただく。

○ 論点 4. 令和 5 年度領域間の整合作業の方針共有

- 順次、デジタル庁が示された領域間の整合作業対応における、児童扶養手当システム側と関連している要件について、標準仕様書の要修正箇所を特定し、対応し、当該修正方針について、自治体分科会、ベンダ分科会にて確認いただく。2023 年 6 月 16 日に改版を公開した「標準仕様書間の横並び調整方針について」、2024 年 2 月中旬に改版を公開予定の「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第 2.2 版】」、2024 年 2 月 14 日に改版を公開予定の「データ要件・連携要件標準仕様書（総論）【第 3.1 版】」、2024 年 2 月 14 日に改版を公開予定の「児童扶養手当_機能別連携仕様【第 3.0 版】」について、改版内容を確認し、要修正箇所に対応する。その他、地方自治体、事業者からのご意見への対応、デジタル庁から示された標準仕様書の改定・運用に

関する基本的な考え方、標準仕様書と適合確認に関する考え方への対応について、児童扶養手当システムと関連している要修正箇所に対応していく。

○ 論点 5. ガバメントクラウドへのシステム移行におけるベンダ側の課題

→ 児童扶養手当システムにおいて、ガバメントクラウド上に構築された標準化基準に適合したシステムへの移行における課題感をベンダ分科会にて、ベンダ間で共有し、目線を合わせることで円滑なシステム移行の推進を図る。地方自治体によるガバメントクラウドの活用対応方針について、ベンダ側の課題として、構築・移行対応の工数大が挙げられる。

(意見照会の進め方)

○ 全国意見照会の流れ

→ 意見照会に関する資料をメール等にて発出した後、事務局にて意見の取りまとめを実施する。その際に、意見の取り込み可否を、「採用」、「不採用」、「協議」に分類し、それぞれ回答方針を検討する。また、修正が発生する場合は標準仕様書の修正内容を「修正前」「修正後」に分けて記載することを想定している。

○ 全国意見照会における資料構成

→ 意見照会における意見対象の資料は、業務フロー、機能・帳票要件、帳票詳細要件、帳票レイアウトとしている。なお、業務フローについては、追加した業務フローに対して意見をいただく。機能・帳票要件については、「自治体規模別実装区分」の精査結果、「要件の考え方・理由」の追記内容、及び振り仮名法制化や領域間の整合作業に伴う改定に対する意見をいただく。帳票詳細要件、帳票レイアウトについては、振り仮名法改正に伴う改定について意見をいただく。

○ 受領した意見の取り扱い

→ 意見照会で頂いたご意見については、事務局にて対応方針を整理した後、標準仕様書を見直すべき事項は反映するとともに、論点として整理した事項は第 2 回検討会で議論する予定である。

(今後のスケジュール)

○ 自治体分科会は 2 月 6 日開催予定としており、令和 4 年度の全国意見照会において中長期的な検討を要するとした事項（申し送り事項）の取り扱い方針確認、令和 5 年度「再検討見直し」の指定都市要件の取り扱い方針共有、振り仮名法制化に伴う標準仕様書改定及びシステム改修方針共有、令和 5 年度領域間の整合作業の方針共有を予定している。ベンダ分科会は 2 月中旬開催予定としており、上記地方自治体分科会と同じ議題、ガバメントクラウドへのシステム移行におけるベンダが抱える課題の目線合わせを予定している。自治体分科会、ベンダ分科会実施後、2 月中旬全国意見照会を実施し、3 月中旬頃に第 2 回有識者検討会を開催予定としている。

(質疑応答など)

○ 本検討会・分科会では、それぞれの自治体から挙げた意見を取りまとめ、検討事項について方針を決定するか。

→ 自治体分科会にて自治体の方々から意見をいただき、方針を取りまとめる。当該方針を基に標準仕様書の改定案を作成し、全国意見照会を行い、標準仕様書の改定を行う。令和 5 年度に定まりきらなかった検討事項については、令和 6 年度に引き続き検討を行うこととしている。

- 事務局とこども家庭庁が中心となり、関係者と調整を進めながら、標準仕様書を改定する。自治体の方々から要望が挙がった際において、時期や工数などの実現可能性の観点から、ベンダにて実装ができないこともある。また、ベンダの方々から挙がった要望について、自治体の方々の時期や工数などの実現可能性の観点から、要望に応えられないこともあると考えている。自治体やベンダの方々から挙がった要望について、令和 5 年度中に調整しきれなかった事項については、令和 6 年度に引き続き検討を行うこととしている。
- 論点 1. 申し送り事項の取り扱い方針（事務局案）の②自治体規模別の実装区分の精査について、現在の標準仕様書は中核市の業務を想定しているが、都道府県における業務はフローなどについて、中核市と差異がある。当該フロー差異を踏まえ、都道府県の業務を想定した標準仕様書を作成するという認識に相違ないか。
 - ②自治体規模別の実装区分の精査については、標準仕様書に記載する業務の対象は市町村における業務となるため、都道府県と連携している業務について、実装区分を精査することとしている。
 - 今後、都道府県の業務を想定した標準仕様書があればよいと考えている。
 - ⑧都道府県等において連携が必要となる他システム等について、これまでは中核市で求められる要件をもとに標準仕様書を整理している。他 20 領域の検討と平仄を合わせたいため、令和 8 年度以降の改版時に検討予定とする。令和 5 年度に行う②自治体規模別の実装区分の精査については、標準仕様書 1.1 版に記載がある機能要件を対象としている。
 - 標準化対象業務であるシステムの標準仕様書について、現在、自治体規模別の業務を想定した標準仕様書を作成するための検討はしていない。都道府県、市町村などの地方公共団体の規模に限らず、標準仕様を作成するという趣旨のため、ご理解いただくと幸いである。今後、さらなる検討を踏まえ、自治体規模別の業務を想定した標準仕様書を作成することによって、業務効率化や BPR が加速するといった場合には、検討する余地もあるが、令和 7 年度末の標準準拠システムへの移行に向けては、現在の標準仕様書にてご対応いただきたい。
- 標準仕様書 1.2 版以降の改定が行われた際に、標準準拠システムとしていつまでに対応しなければならないなどのルールは存在するか。今後も標準仕様書の改定が行われると思うが、令和 7 年度中に対応すべき標準仕様書は、いつまでに改定された標準仕様書になるか。
 - 原則、令和 5 年 3 月時点の標準仕様書に、令和 7 年度末までに準拠することとしている。他方、令和 7 年度までの移行支援期間中において、制度改正等が生じ、またその施行日が令和 7 年度中である場合、適合を求める基準日が令和 7 年度までとなるため、各事務に係る根拠法令の施行日との関係において、当該事務に係る機能については、実質的に根拠法令の施行日までに備えることを求められる場合がある。
- 論点 1. 申し送り事項の取り扱い方針（事務局案）における、②自治体規模別の実装区分の精査の b. 指定都市の管理区関連機能の精査について、指定都市以外は「対象外」にすべきとあるが、都道府県は地方機関が認定機関、福祉事務所として業務を担っている。当該業務の分担は、指定都市における管理区に該当するか。該当する場合、都道府県においても、指定都市における管理区と同様に、都道府県における福祉事務所としての機能が必要だと考えている。
 - 現在、都道府県の業務を想定した標準仕様書は作成する予定はないが、都道府県向けの機能として、指定都市の管理区関連機能と同様の機能が標準仕様書に必要だという要望と理解した。当該要望を標準仕様書の要件としてどう落とし込んでいくかについて、今後議論させていただく。

以上